

(2)申請時:必要な書類について

Q2-1 住宅を建て直すため、一度貸家住まいをした場合、どちらの住所で申請すればいいですか？
A 申請書を提出するときの住所地で申請してください。
Q2-2 新築と新築住宅以外の住宅はどのように区分されるのですか？
A 完成の日から1年以内の住宅を新築、完成の日から1年を超える住宅、または居住されたことがある住宅を新築以外の住宅としています。
Q2-3 住民票はいつ時点のものを提出すればいいですか？
A 提出日時時点で取得したものまたは提出日前3カ月以内に取得したものを提出してください。
Q2-4 平成28年4月1日から令和4年2月28日までに転入した場合の加算を得るためには、いつ時点の住民票が必要ですか？
A 必要な住民票は以下の【】に記載するものです。 ①「市外」→「三沢市」(50万円)・・・【現在の住民票】 ②「県外」→「三沢市以外の県内市町村」を経由して「三沢市」(80万円) ・・・【現在の住民票＋経由した市町村の住民票または戸籍の附票の写し】 「県外」→「三沢市」(80万円)・・・【現在の住民票】
Q2-5 契約金額の内訳がわかる書類とは、見積書のことですか？
A 見積書ではなく、契約書の内訳書を提出してください。
Q2-6 確認申請前の状態で助成金を申請することは可能ですか？
A 確認申請前、申請中の場合、助成金の申請はできません。 助成金申請時に確認済証を提出してください。
Q2-7 中古住宅の建築確認について、なかには建設時や増改築の際に建築確認をとっていない物件もありますが、どうすればいいですか？
A 中古住宅であっても建築確認済証明、又は建築検査済証明は必要です。 証明がない場合または証明発行当時の面積と現況面積を比較し10㎡以上の変更がある場合は、理由書(様式は任意)をご提出いただき、その内容を審査し、助成金の対象可否を判断します。 なお、証明書を取得するために要する費用は、助成対象経費に含まれます。
Q2-8 申請時の書類に、位置図、平面図、立面図とありますが、「確認済」印が押されていない図面での提出は可能でしょうか？
A 建築確認申請後、「確認済」印の押された図面を提出してください。 なお、検査機関によっては、押印がない場合もありますので、その際は担当にお伝えください。
Q2-9 中古住宅を購入する際に、図面等が存在していない場合がありますが、新たに図面を作成しなければなりませんか？ また図面作成者は必ず建築士でなければなりませんか？
A 申請には平面図、立面図の提出が必要となりますので、作成をお願いします。 この場合、建築士が作成した図面としてください。 なお、図面作成費用は、助成対象経費に含まれます。
Q2-10 前期の受付終了日に申請したが、抽選の結果、満額助成が受けられないことになりました。そこで、取り下げをして、後期での再申請を考えたいのですが、申請書類等を再度作り直す必要があるのですか？ また、抽選により落選した場合も、申請書類等を作り直す必要があるのですか？
A 新たに作成する必要はありません。取り下げをした方や落選された方には、申請書等は返却しますので、前期申請日に二重線を引き、後期申請日に訂正の上、ご提出ください。 なお、住民票につきましては、発行から3カ月を経過した場合、再取得していただくようお願いいたします。